

全教委連第197号
平成29年11月9日

スポーツ庁政策課
学校体育室長 塩川 達大 様

全国都道府県教育長協議会
会長 中井 敬三

「運動部活動」に関する意見について

運動部活動については、これまで教育課程との関連を図り、豊かな人間性の育成や体力向上など学校教育活動の一環として実施されてきたところではありますが、現在スポーツ庁において、運動部活動の運営の適正化に向けて「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の作成が進められているところです。

については、ガイドラインの作成にあたり、運動部活動の学校教育における意義を改めて整理し、あわせて学校における働き方改革の視点も踏まえた職務としての位置づけなども整理する必要があると考えることから、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 活動時間や休養日の設定について

活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告（平成9年12月文部科学省）」において平成8年調査の結果分析を踏まえ設定例が示されているが、その運用はこれまで学校設置者等の判断に任せられ、生徒の活動時間や休養日を例示するなどして対応してきた。

今後、国におけるガイドライン作成に際しては、生徒の学校教育及びスポーツ医学科学的な側面と学校における働き方改革の側面の両面から、適当たりの総活動時間等を含む運動部活動の活動時間や休養日の設定についての基準を明記すべきである。

活動時間や休養日の設定には大会や種目のシーズン、競技特性や発達段階に応じた技術・技能の習得にかかる時間の違い、日没や気候の問題について示す必要がある。また、学校教育活動の一環として、教育課程との関連を図り学校で実施される部活動の位置づけ（意義）を改めて確認した上で、現状では適正範囲を超えた過剰な活動が見られるとのことから、活動時間（日数・時間）設定や平日、休日別の休養日の設定等について、長期休業中の取扱いを含め検討するとともに、それぞれの地域における学校の実態を踏まえた実効性の確保が望まれる。

その際、学校現場での実効性を高めるために、スポーツ医学科学的な面も十分に加味した校種別の統一的な最低基準の内容にすることが必要である。

2 顧問の在り方について

「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）」において、顧問の教員等が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うよう示しているところである。

顧問については、資質向上が重要な課題であることから、質的向上を図るため、研修会の実施をガイドラインに位置づけることが必要である。また、現職の教員のみならず、教員養成段階でも適切で効果的な指導方法について理解が深まるように、広範囲な資質向上策（例：コーチング研修の必修化等）の検討が必要である。

教員の業務としての部活動顧問については、常勤の教員が2～3部程度の顧問を兼務することや、早朝・休日など、教員の勤務時間外の活動も多く、教員の負担や長時間勤務の一因ともなっている側面もあり、学校における働き方の視点を含め、今後、改善が必要である。また、顧問の複数配置や部活動指導員等の活用が望ましく、顧問間や部活動指導員等との役割分担による負担の軽減が求められるとともに、生徒の活動が質的に向上することが大切と考える。

3 部活動指導員等の活用等教育委員会や学校（長）における方策について

平成29年4月1日から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第4号）」において、部活動指導員に係る規則等の整備等が盛り込まれ、同規則等に基づき学校の設置者は具体的内容の整備が求められていることから、今後の部活動指導員の配置促進に向けて国の持続的な財源確保が必須と考える。また、顧問の技術不足を補う役割も大変大きいことから、顧問と連携・協力して部活動指導に当たる部活動指導員等についても予算措置も含め活用方法の検討が必要である。

国や日本体育協会等は、部活動指導員の人材育成や人材派遣のための財源確保及び全国において人材バンク等を活用できる体制づくりを支援する必要がある。

部活動指導員は、技術指導だけでなく、生徒の人格形成や部活動の運営、保護者対応等、教員が行ってきた職務を担うことが可能となったことから、教育委員会が実施する研修の充実が図られるよう、部活動指導員に対する必要な研修内容を国として示す必要がある。

また、部活動指導員に係る国の補助事業については、高等学校への対象拡大が必須であり、補助事業の全体規模については継続して拡大していくことが必要と考える。

4 学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方について

中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟主催以外の競技団体等が主催する大会については、大会数が多い状況が見られることから、その参加の在り方について、今後検討していく必要があると考える。その際、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図り学校で実施される部活動の位置づけ（意義）や、

働き方改革の観点を踏まえた上で、今後検討していく必要がある。

また、部活動指導員の導入に伴い、顧問として引率が可能となったことから、大会規定等の改訂が必要と考えるが、改訂にあたっては、教員の働き方改革を推進する上でも、地方大会も含めて広く引率が可能となるよう、国においては、全国的な改訂状況を把握するとともに、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟等に対して、適切な助言を行うことが必要である。さらに、教員が審判等の大会運営業務に携わる場合などについて、生徒引率以外の業務とその関わり方を検討する必要がある。

そのほか、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟や日本体育協会に対しガイドライン案を示し、それに基づいた今後の運動部活動に対する考え方や大会運営の在り方・方針などについて提示を求め、その内容がガイドラインの中に示されることが望ましい。

5 運動部活動の運営に関する課題について

運動部活動の多くは勝敗が伴う活動であり、生徒、保護者、教員の勝敗に対する考え方の違いから、活動時間や日数に対して多様な意見がある。部活動運営においては、その調整や対応が難しく大きな課題であることから望ましい三者の関わり方についての検討が必要であると考えます。

各学校における部活動での生徒への指導については、生徒のニーズや学校の状況等に合わせて行っているため、専門的な指導を行える教員が校内にいない等の課題もあることから、指導者の専門的な技能を向上させるための手段（例えば、協会と連携しての指導者講習会等）について検討する必要がある。

学校の置かれた現在の環境から考えると、少子化等による学校における部活動の存続問題や合同チームの在り方など、学校を単位とする部活動の見直しについての検討が必要である。

運動部活動運営にあたっては、活動の日数や時間の制限が不明確であったり、不適切な指導が根絶できていないなど、各都道府県により運動部活動運営の実態が様々であることから、国のガイドライン作成にあたっては、実態把握に努めることやガイドラインの実効性を高める手立てについても検討が必要である。

6 その他

この度の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」については、その実効性を高めるために、広く周知し、運動部活動に期待を寄せる保護者や社会全体のコンセンサスを得ていくとともに、国の方向性に合わせて各都道府県のガイドライン等の改訂が必要であることから、可能な限り私立学校を含め全国で同じ考え方により運用されるよう国としての姿勢を示す必要があると考える。その際、地域によっては人材や施設、地域のスポーツ活動拠点等において脆弱な面が否めないことから、ガイドラインを作成する際は、「地域の特性や実情に応じた取組」という観点等の検討が必要と考える。

仮に部活動を社会体育へ移行する場合、部活動の教育的意義や地域ごとの人材の状況等を考えると、地方においては地域ごとの取組では限界があると思われる。今

回の議論を契機に、学校教育としての部活動に係る業務については、職務としての位置づけについて、曖昧な点を是正する必要がある。部活動の位置づけを改めて整理し、部活動を学校教育の外に出していくべきなのか否かの長期的な展望を国として示されたい。